

決して人ごとではありません！

多重債務の 予防と解決のために！



多重債務とは？

消費者金融やクレジット会社等からの借入れや、クレジットを利用した買い物により、借金が膨らんで自己の返済能力を超えた借金を抱えてしまった状態です。

多重債務に陥ると、借金の返済のために借金を繰り返し、いずれ生活が破綻してしまいます。

決して人ごとではありません!

多重債務に陥る原因は こんなところに!

生活費のために借金していたら・・・

住宅ローンを抱え、子どもも高校生と中学生。そんなときに会社が倒産し、何とか再就職できたものの給料は半減。生活費を補填するために消費者金融やクレジットカードのキャッシングを利用していたら、いつの間にか借金返済のために借金を繰り返す状況に・・・



クレジットカードの使いすぎで・・・

社会人になってクレジットカードを作った。手元にお金なくても手軽に買物ができるので、服飾費、食事や旅行代金の支払いなど、どんどん利用を増やしていったら、気がついたときには利用額が膨らみ、返済が困難に・・・



多重債務に陥らないために!

日々の生活で気をつけましょう!

●家計の状況を把握しましょう。

家計簿を付けるなどして毎月の収入と支出を明確にしましょう。

●生活設計を立てましょう。

日々の生活費のほか、病気、失業等のいざというときの備えのお金や子どもの教育費、老後の生活資金などをあらかじめ考えておきましょう。

●安易に借金に頼らないようにしましょう。

自分が返済できる限度額を知って、買物はその範囲内でとどめましょう。クレジットカードの利用も「借金の契約」です。計画的に利用しましょう。



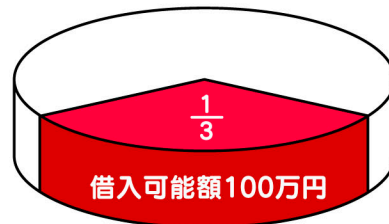
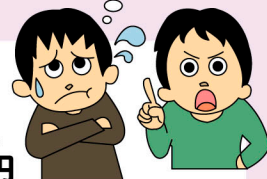


返済計画を立てましょう。

自分が返済できる限度額を把握し、それを超える借金はやめましょう。

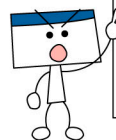
なお、貸金業法により、消費者金融等の貸金業者からの借入れは、年収の3分の1までとされています。

自分の年収
例：300万円



金利等を確認しましょう。

ローンには、住宅ローンや自動車ローンのように使い道が限定されたものと使い道が自由なものがありますが、使い道が自由なローンほど金利が高い傾向にあります。慎重に選びましょう。



借入れするときは

- 返済に無理がないか確認を！
- 借金は必要最小限に！
- 金利の低いものを！
- 借金を返すための借金は絶対にしない！

※「金利」について

消費者金融等からの借入れも、クレジットカードでの買物やキャッシングも、すべて借金です。

そして、借金を返す時には、借りた金額に利息や手数料を加えて返さなければなりません。

* 利息の計算方法

元本(借りた金額) × 年利 × 借入期間 = 利息

(例) 消費者金融から **20万円** を年利 **18%** で半年間借りた場合

(元本) (年利) (借入期間) (利息)

20万円 × 0.18 × 6/12か月 = 1万8千円

返済しなければならない金額は、

20万円(借りた金額) + 1万8千円(利息) = 21万8千円

になります。



* 利息の上限は「利息制限法」という法律で定められています。

- 元本が **10万円未満** の場合… **年20%**
- 元本が **10万円以上100万円未満** の場合… **年18%**
- 元本が **100万円以上** の場合… **年15%**

絶対に利用してはいけないヤミ金融!

- 「ヤミ金融」とは、国又は都道府県の登録を受けていない業者や、違法な高金利で貸付を行う業者のことをいいます。
- 高金利で返済期日が短く設定されるため、返済はすぐに行き詰まります。
- 返済が遅れると、暴力的な取り立てや、本人だけでなく家族、親族、勤務先等へ執拗に嫌がらせをします。



ヤミ金融の特徴

甘い言葉で勧誘

ヤミ金融は、電柱等のチラシや、電話、FAX、ダイレクトメールにより、「低金利で融資」「ブラッ●OK」「らくらく・簡単」「即日融資」等の甘い言葉で勧誘します。

携帯番号だけで勧誘

チラシ等に携帯電話番号だけしか表示していない業者は、全てヤミ金融です。

契約書がない

貸金業者は、契約書の作成が義務づけられていますが、ヤミ金融は契約書を交付しません。

チラシ等に登録番号が記載されていないか、嘘の番号を記載している

広告に下記の登録番号が記載されていない業者は、ヤミ金融です。
*登録業者の情報は、金融庁、財務局、都道府県のホームページ等で確認できます。

<貸金業登録番号の例>

都道府県知事登録の場合 ××県知事(1)第123456号
財務局登録の場合 ××財務局(4)第23456号

通帳などを担保に取られる

貸金業者が年金証書、通帳、カード等を担保に取るとは、法律で禁止されています。

ヤミ金融への対処法

1. 利用しない

ヤミ金融には、絶対手を出してはいけません。

2. 返さない

もしヤミ金融からお金を借りてしまっても、返す必要はありません。

3. 逃げない

電話による取立てなどから決して逃げてはいけません。逃げれば逃げるほど追いかけてきます。そして、取立範囲も家族、親戚、職場へと広がっていきます。毅然とした態度で対応することです。

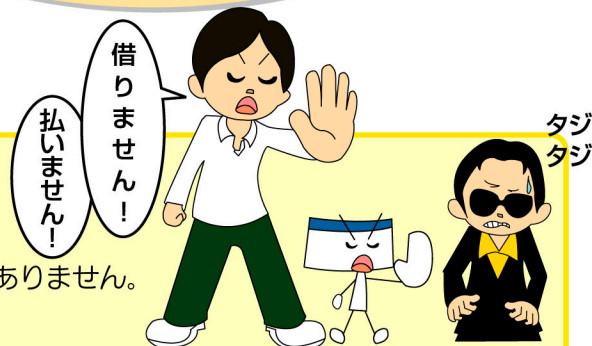
4. 隠さない

お金を借りていることを身内に内緒にしておくと「○○にばらしてもいいの？」などと脅し文句の絶好の材料となってしまいます。家族には全てを打ち明け、家族ぐるみで対応することです。

5. あきらめない

必ず解決できます。あきらめず粘り強く、毅然と対応しましょう。

***一人で対応できないときは、早急に巻末の相談窓口にご相談しましょう。**





高金利貸付

法定金利（年15～20%）をはるかに超える高金利で貸し付ける。よくある10日で1割の金利だと年利は365%、10日で5割だと年利は1825%にもなる。



090金融

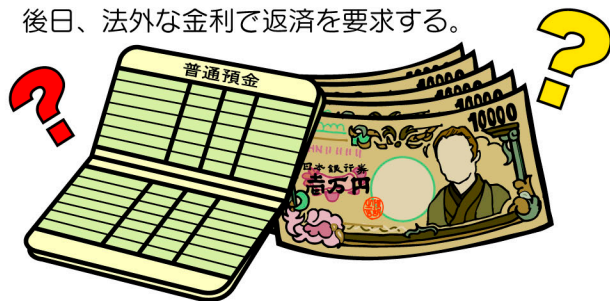
事務所を持たず、チラシやインターネット等に携帯電話の番号と業者名だけ記載して勧誘し、違法な高金利で小口の融資を行う。

スピード審査!
即日融資!
実質年利
7.0%
100万円まで
(株)〇〇〇〇〇〇〇〇
090-〇〇〇〇〇〇〇〇



押貸し

多重債務者等の銀行口座に勝手に現金を振り込み、後日、法外な金利で返済を要求する。



リース金融

融資申込者が所有する自動車や家具などを買い取り、これらのリース契約を締結してそのまま使用させ、リース料として法外な利息を取立てる。



融資保証金詐欺

融資申込者に対し、「あなたの信用性を調査する。まず10万円を振り込めば数日後に100万円振り込む」などといってお金を振り込ませる。後日連絡をすると、担当者不在、もしくは電話がつかなくなり、結局融資は受けられず、そのままお金を騙し取られる。

クレジットカードのショッピング枠現金化

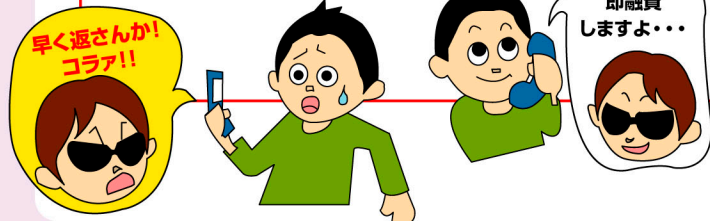
街中の看板やインターネットなどで勧誘し、①クレジットカードで商品を買わせ、それらを定価以下の安い金額で買い取る②ほとんど価値のないものを高額で購入させ、その代金の7割～9割をキャッシュバックする、という手口がある。

いずれの場合も、受け取った代金より高額な借金がクレジット会社に残る。

システム金融

資金繰りに苦しむ中小企業者等の情報を複数の貸金業者が共有し、ダイレクトメール等で融資の勧誘を行って高金利で貸付ける。支払期日が迫り、貸し付けた業者が厳しく取り立てると、今度は別の業者が融資の勧誘を行う。これを繰り返して破綻に追い込む。

低金利で
即日融資
しますよ...



金などの買取屋

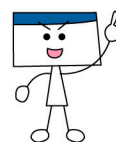
スポーツ新聞等に広告を出し、融資申込者に金の地金、金貨その他の商品を代金後払いで購入させ、それを転売して換金させる。

融資申込者は一時的に現金を得るが、転売価格は購入代金よりも低いので、結果的に(購入代金)-(転売価格)分の損をする。



借金の解決方法

- * 借金の返済が困難になった場合、借金を返すための借金を重ねると、生活が破綻する可能性が高くなり、危険です。
- * 借金問題は、以下に掲げる方法(債務整理)により、必ず解決できます。返済が困難になったら、速やかに巻末の相談窓口にご相談ください。いずれの窓口も相談は無料です。また、相談者の秘密は厳守します。



債務整理は生活再建を支援するための制度だよ!

債務整理の方法

任意整理

- 借入先と交渉し、返済金額、返済期間等を決め直します。
- 借入金の金利を再計算することにより、返済金額を減らすことができます。
- 交渉の結果、借入先の同意が得られれば、減額された金額を3年程度かけて返済します。

特定調停

- 基本的には任意整理手続きと変わりませんが、こちらは裁判所を通して手続きをします。
- 裁判所の調停委員が借入先と交渉するので、本人が直接交渉する必要はありません。
- ※任意整理と特定調停においては、再計算の結果、払いすぎた利息(過払金)が返ってくる場合もあります。

個人再生

- 裁判所に申し立てをして、借金の一部を3年程度で返済することを条件に、残りの借金の返済を免除してもらいます。
- 住宅ローンがあって住宅を手放したくない場合や、本人に安定した収入がある場合に適しています。

自己破産

- 裁判所に申し立てをして、所有している財産(生活に必要な家財道具等は除く)を処分し、金銭に換えて債権者に分配する代わりに、残りの借金の返済が免除されます。

債務整理に関してよくある質問

- Q 10年前に消費者金融から借金をしましたが、収入がなく5年前から返済していません。最近になって債権譲渡を受けたという会社から請求されましたが、どうしたらよいのでしょうか。
- A 5年以上返済をしていない場合、消滅時効にかかる可能性があります。ただし、時効を主張せず、返済を承認してしまうと返済義務が生じてしまうので、早急に弁護士等の法律専門家に相談しましょう。
- Q 債務整理をすると、その後の生活に支障はありませんか。
- A 債務整理をすると、その後5~7年は金融機関からの借り入れが困難になる等の不便はありますが、普通に生活する上で特に支障はありません(例えば、選挙権がなくなる、パスポートを取得できない、勤め先を解雇される、財産を全て失うといったことはありません。)。詳しくは、巻末の相談窓口にお尋ねください。
- Q 債務整理は、自分でできますか。
- A 本人だけでも可能ですが、任意整理、個人再生、自己破産については、相手との交渉等の手続きが煩雑なので、弁護士や司法書士に依頼することが多いようです。
なお、弁護士等に依頼すると、貸金業者からの取り立てが止まり、債務整理が終わるまでは借金の返済もしなくてよくなります。
- Q 弁護士や司法書士に支払う費用を用意できないのですが…。
- A 弁護士、司法書士によっては、着手金等の費用の分割払いに応じてくれる場合があります。
また、「法律扶助制度」により弁護士費用等を立て替えることもできますので、まずは巻末の相談窓口にご相談ください。

6

相談する前に現状把握を

相談カード(相談前に記入し、相談窓口へ持参してください。)

ふりがな			生 年 月 日	
氏 名			T・S・H 年 月 日 生 日 (歳)	
住 所	〒 - ※電話番号 () -			
勤 務 先	〒 - ※電話番号 () -			
家族構成	独居・同居《父・母・配偶者・子(人)・兄弟姉妹(人)・その他(人)》			
住 居	・持ち家 ローン 月額 円 残額 円		↓下記の該当項目に○印・ご記入ください	
	・借 家 家賃 月額 円		・生活保護(有・無)	手取り収入 月額 ()万円
	現在延滞していますか? ヶ月分 合計 円		・年 金(有・無)	()万円
相 談 者 記 入 欄 借金の状況	債権者名	借入日	借入額(元金)	現在残高
	消費者金融、クレジット、銀行等の借入先	最初にお金を借りたり商品を 購入した日	借りた金額や商品の購入 金額	現在残っている金額
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
	総数 件	(合計)	万円	万円
資産の状況	不動産(土地・建物)・車(車種・年数:)・家財・保険 預貯金(円)・その他()			
借金の理由	生活費・事業資金・保証人・浪費・ギャンブル・その他()			

※契約書・請求書を持参しましょう。

借金問題(多重債務)に関する相談窓口

借金問題は必ず解決できます!

「借金の返済ができない」「ヤミ金融の被害にあっている」などでお困りの方は、一人で悩まず、まずは下記の連絡先にご相談ください。いずれの相談窓口も、相談は無料です。また、相談内容や個人情報等の秘密は厳守します。



1 債務整理等に関する相談	
福岡県消費生活センター * その他、お住まいの市町村の消費生活相談窓口でもご相談を受け付けています。	092-632-0999
福岡県弁護士会 * 県内20箇所の相談センターで相談を受け付けます。	092-721-6778
福岡県司法書士会 * 県内6箇所の相談センターで相談を受け付けます。	092-722-4131
法テラス(日本司法支援センター) * 経済的に余裕のない方を対象に、弁護士・司法書士による民事法律扶助相談(無料・事前予約制)、弁護士・司法書士費用の立替えを行っています。(いずれも資力要件あり)	
(福岡地区)	050-3383-5501
(北九州地区)	050-3383-5506
日本クレジットカウンセリング協会 ※任意整理についても、面談による相談を無料で受けられます。	092-739-8104
福岡財務支局(多重債務相談窓口)	092-411-7291(直通)
グリーンコープ生協ふくおか 生活再生相談室 * 問題解決のための助言を行うほか、家計指導や臨時的資金の貸付けにより、生活再生を支援します。	092-482-7788
2 ヤミ金に関する相談	
福岡県警察 警察安全相談コーナー * 住所地を管轄する警察署でも相談を受け付けます。	(プッシュ回線) #9110 (ダイヤル回線) 092-641-9110
福岡クレジット・サラ金被害をなくす会(ひこばえの会)	092-761-8475
3 貸金業者の登録確認や苦情相談等	
福岡財務支局(金融監督第3課)	092-411-7281(代表)
福岡県中小企業経営金融課	092-643-3423
日本貸金業協会	0570-051-051

福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999

相談時間: 月~金9:00~16:30 日(電話相談のみ)10:00~16:00

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

ホームページ [福岡県消費生活センター](#)

[検索](#)

※このパンフレットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行福岡支店)の助成金で作成しています。

※暮らしに役立つお金の相談は… [知るぼると](#)

[検索](#)